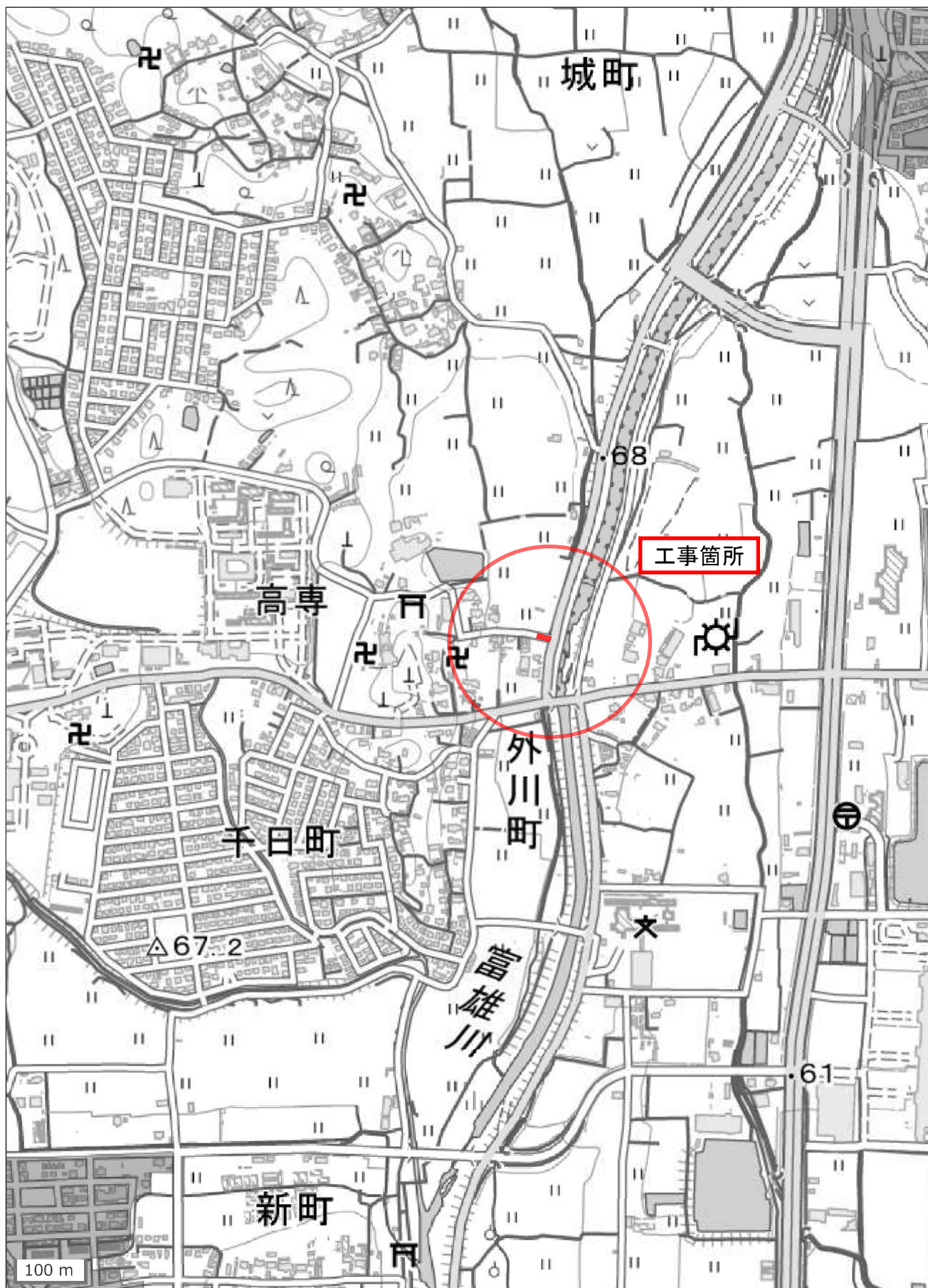


大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	公共下水道整備工事 外川町（第1工区）その1、その2
2 工 事 場 所	大和郡山市 外川町 地内
3 工 事 期 間	着手の日から令和8年3月19日まで
4 工 事 概 要	工事延長 L=7.50m、管布設工 VUφ200mm L=7.50m 、2号人孔設置工 1箇所、小口径人孔設置工 1箇所、マンホールポンプ設置工 1式、付帯工 1式、仮設工 1式
5 事業担当課	都市建設部 下水道推進課
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払 金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年11月11日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書（ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます）により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 都市建設部下水道推進課 質 問 回 答 日 令和7年11月13日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。



特記仕様書

第1条 本工事の施工にあたっては、奈良県県土マネジメント部(技術管理課ホームページ参照)の「土木工事共通仕様書〔最新版〕」（以下共通仕様書）、「土木工事施工管理基準〔最新版〕」、「土木請負工事必携〔最新版〕」によるものとする。なお、下水道工事においては、「下水道土木工事必携(案)」〔最新版〕[(社) 日本下水道協会]が優先する。

第2条 各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、監督職員の指示があるまで工事着工を行ってはならない。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

(1) 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

(2) 本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった

場合。

- ② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。
- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設とし、産業廃棄物処分については各関係法令を遵守した奈良県内外の処分許可を持つ受入施設とする。また、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
アスファルト塊（夜間）	(株)ガイアート	4.5km	21:00～5:00 土、日、祝日休止	中間 (破碎) 40cm角以下
汚泥（夜間）	(株)山本工業	10.2km	22:00～5:00（要協議） 日、祝日夜間不可、昼間協議	中間（脱水・泥水・ 粒状固化）
建設発生土（昼間）	吉井建設(株)	0.5km ＋ 31.0km	8:00～17:00 休止（日曜）	

- (3) 建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（2）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。
- (4) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。
なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。
- (5) 建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促進〕（計画・~~実施~~）書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕（~~計画~~・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。
また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。
- (6) 工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙 建設発生土受入業者一覧・産業廃棄物処分業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

- (7) 再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

7. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

8. 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
市道	3名／日	交通誘導警備員B	昼夜共	無	

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

- (2) 「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

9. 官公庁等への手続き等

- (1) 工事区間内に他の地下埋設物（水道）が埋設されているため、立坑築造に先立ち試験掘りを行い、干渉しないことを確認すること。工程および施工方法について、あらかじめ監督職員と打ち合わせの上、関係官公署および企業と協議を行い事故の発生を防止すること。

10. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、（夜間）午後10時から午前6時、（昼間）午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工事施工時間を厳守し、必ず当日覆工板設置または仮復旧を行い、道路開放すること。

11. 各種保険及び退職金制度について

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第 2 章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

2. 材料に関する指示事項

（1）再生材の使用について

イ. 本工事の施工において使用する再生材（再生 C R，再生砂，再生粒度調整砕石，再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から 20 k m の範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ. 上記イ. に記載しない再生材の使用にあたっては、奈良県産品の使用をより一層努めること。

ハ. 再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ. 再生材の使用に当たっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。

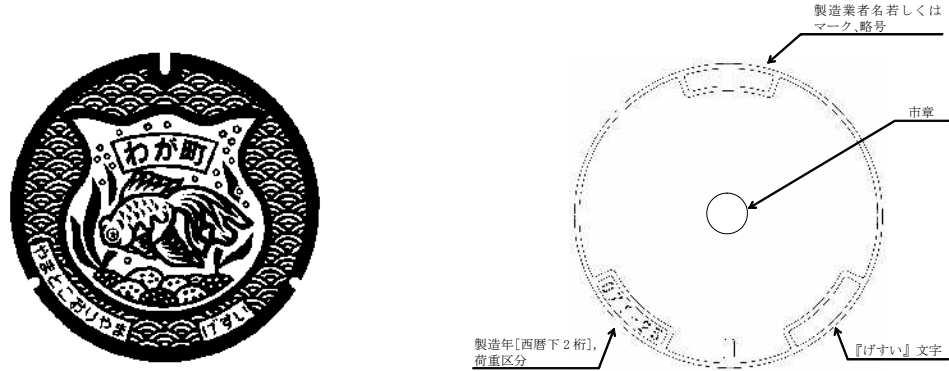
現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。※管保護砂で用いる再生コンクリート砂については、別記（3）を適用する。

（2）下水道用マンホール蓋の使用について

イ. 当市の下水道工事に使用するマンホール蓋は、当市の「性能規定書」の基準を満足しているメーカーの製品を使用すること。

- ロ. マンホール蓋の表面構造から次の２種類がある。
- ハ. 調整リングとマンホール蓋間の高さ調整は、ハイジャスターを使用すること。

- ① 金魚デザイン蓋（T-14・25）
- ② ノンスリップ蓋（T-25）
（ノンスリップデザインの規定はなし）



２種類の蓋の使用区分については、市監督職員と協議の上使用すること。

ニ. No.3 マンホールに使用する耐腐食仕様の親子蓋については、ポンプ室内のガスによる腐食を防止するために、蓋〔裏面・勾配面〕、受枠〔勾配面・フランジ底面を含む内面〕に、以下の仕様を満たす防食処理を施すこと。表面処理構造は金属皮膜（白色系）と樹脂塗装膜（黒色系）による複合表面処理皮膜とする。

複合表面処理 被覆膜 試験項目	製品規格値	試験方法	
		供試体	条件
有孔度 （硫酸浸漬）	試験後腐食減量が試験前質量の-0.2%以内	寸法：φ24×3mm 母材材質：FCD	硫酸濃度： 10vol%, 30℃, 24hr
防食性 （複合サイクル）	赤錆が発生しないこと	寸法：約 150×70×5～6mm 母材材質：FCD	JIS H 8502 960 時間試験
防食性 （硫酸浸漬）	試験後腐食減量が試験前質量の-0.2%以内	寸法：約 150×70×5～6mm 母材材質：FCD	硫酸濃度： pH1, 20℃, 360hr
耐衝撃性 （デュポン式）	衝撃による変形で被覆膜の割れ、剥がれが無いこと	寸法：約 150×70×0.8mm 母材材質：鋼	高さ 500mm 重り 500g

- （３）本工事に使用する管保護砂は、再生コンクリート砂である。再生コンクリート砂を使用する場合は、施工前に六価クロム溶出試験（環境庁告示４６号溶出試験）を１検体行い、安全性を確認した上で使用すること。

(4) レディーミクストコンクリートについては、「レディーミクストコンクリートの調達について」および「適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ内→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

(5) 本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

ただし、水セメント比の上限値の規定にともない、呼び強度を変更する場合は設計変更の対象としない。

第3章 施 工

1. 施工一般事項

(1) マンホールポンプ設置工

「機械設備特記仕様書」、「電気設備特記仕様書」参照。

(2) 管布設工

管布設工の施工手順について、床堀後は、砂基礎(t=200)を施工し、よく転圧する。砂基礎工完了の後には、VU200を布設し、管上100mmまで保護砂で埋め戻し、また、路盤工高さまで、再生CRで埋め戻す。土のうを使用する場合は、必ず砂基礎を施工した後に使用し、最終的に袋を切った状態で埋め戻すこと。

(3) 舗装復旧工

舗装復旧工については、管路工事完成後に監督職員と協議をするものとし、舗装復旧範囲に変更がある場合は、設計変更の対象とする。

第4章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

3. コリンズ(CORINS)への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第5章 その他

1. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努めること。また、問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ゴミ等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
- リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して路面水が帯水しないよう平滑に仕上げること。
- ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ル. 交通誘導員についても前述の主旨を伝え、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- フ. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

(3) 用地境界付近で工事を行う場合は、既存境界石、構造物の撤去、取り壊しまたは一時除去時に、必ず隣接地または物件の所有者および監督職員の立会いを求め、現況の確認及び復元に必要な写真の撮影、測量等を行い、同意を得た上で施工しなければならない。

(4) 各地下埋設物管理者から、試掘や防護処置等を講じるよう指示があった場合は、その指示に従うこと。なお、試掘の埋め戻し材には、再生クラッシャーランを使用すること。また、試掘に関しては、設計変更の対象とはならない。

(5) 竣工期日内に竣工するよう、工程、班編成、関連工事との連携などを考慮すること。

(6) 設計図書や施工計画書、材料承認願と異なる工法、材料等を使用したい場合は、必ず現場代理人を通じ、監督職員の承認を得ること。

(7) 本施工箇所は昼間施工における交通支障が大きいことから大部分を夜間施工とする。

2. 支払いに関する事項

支払いは、精算払を原則とし、工事完了後の検査に合格した後、所定の手続きに従って工事請負費を請求するものとする。尚、請求があった日から起算して40日以内に工事請負費を支払うものとする。前払いを希望する場合は、下水道推進課へ書類を提出すること。

以上

スカム対策型
マンホールポンプ
機械設備特記仕様書

大和郡山市下水道推進課

第1章 総 則

第1節 適 用

本特記仕様書は、『外川地区マンホールポンプ設置工事』に適用するもので、特記仕様書に準拠し、監督員の指示に従って施工しなければならない。また本特記仕様書に、特に定めていない事項については全て監督員と協議し指示を受ける。なお、特記仕様書は共通仕様書に優先するものとする。

第2節 一般事項

1. 請負者は、本工事を施工するにあたり、共通仕様書・特記仕様書並びに関係法規を熟知し、これを遵守しなければならない。
2. 契約締結後、速やかに設計図書及び施工計画書を監督員に提出し監督員の承諾を得なければならない。
3. 工事の施工にあたっては、保安・公衆衛生等に関する諸法規を遵守し現場管理、施工管理に十分な注意を払い、災害の防止に努めて施工すること。
4. 他の関連工事（送水管、付属施設等）と、工事用地及び施工上競合する部分については、工事施工に際してあらかじめ監督員の指示に従って関連工事請負者と綿密な連絡をとり、相互協調しあって施工するものとする。

第3節 承認事項

1. 請負者は、契約締結後直ちに設計条件、設計図面により機器を設計し機器の据付図、配管図、電気関係線図、主要機器断面寸法図、主要材料メーカーリストの図書を提出し承認を受けるものとする。
2. 請負者は、書類提出後監督員の承認を得てから製作及び施工するものとする。

第4節 適用規格

特記仕様書に記載なき事項については、下記の規格、基準等に準拠するものとする。

- （1）日本産業規格（J I S）
- （2）日本電気工業会標準規格（J E M）
- （3）電気設備技術基準
- （4）内線規定
- （5）労働安全衛生規則
- （6）その他関係法規

第5節 その他

請負者は、竣工後技術者を派遣し、監督員及び地元関係者に取扱い要領、維持管理等の指導を行うものとする。

第2章 水中ポンプ及び付帯設備

第1節 概 要

本設備は、マンホール内に於ける水中ポンプ設備より下水を揚水・圧送するもので、ポンプ槽の水位による自動運転を基本とする。

第2節 ポンプ設備

各中継ポンプ仕様

[ポンプ場 No. 3MP]

1.形 式	水中型（汚水汚物用、ノンクログ羽根型）	
2.数 量	2 台	
3.要 領	(1) 口径	6 5 mm
	(2) 揚水量	0. 1 6 3 m ³ /min
	(3) 全揚程	8. 0 m
	(4) 取扱液	生下水
	(5) フランジ規格	J I S 1 0 K
	(6) 電動機出力	0. 7 5 kW
	(7) 電動機電圧	2 0 0 V（6 0 H z）
	(8) 電動機始動方式	直入
4.材 質	(1) ケーシング	F C 2 0 0 又は同等品以上
	(2) 羽根車	S C S 1 3
	(3) 主軸	S U S 4 2 0 J 2
5.塗 装	変性エポキシ樹脂塗料内外面 3 回塗り、その他別紙記載	
6.付 属 品	ポンプ 1 台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 着脱装置	一式
	(2) 吊り揚げ用チェーン	S U S 3 0 4
	(3) キャブタイヤケーブル	2 0 m
	(4) アンカーボルトナット	S U S 3 0 4
	(5) ガイドホルダー	S U S 3 0 4
	(6) その他必要なもの	一式
7.予 備 品	銘板	1 枚
8.特記事項	電動機は水中仕様の構造とする。	
	ベルマウス付（スカム対策型）	

第3節 ポンプ構造概要

本ポンプは汚水を圧送するもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とすること。また、振動や騒音が少なく円滑に運転できると共に特に有害なキャビテーション現象が発生しない構造とすること。

1. 駆動装置

ポンプの電動機は、乾式水中誘導電動機とする。

2. ケーシング

内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐蝕・磨耗を考慮した良質の鑄鉄製品(F C 2 0 0)とし、分解、組立が容易なものとする。

3. 羽根車

良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し堅ろうであること。材質はS C S 1 3とする。羽根車は、平衡を十分取ると共に表面は滑らかに仕上げること。

4. 主軸

主軸は電動機軸を延長したもので伝達トルク及び振り、振動に対して十分な強度を有すること。材質は、1 3 C r ステンレス鋼と同等品以上とする。

5. 軸封装置

軸封部には、メカニカルシールを用いて運転中、停止中を問わず異物がモーター内に侵入しないよう中間に軸封油を密封した構造とする。

6. 軸受

回転部重量及び水カスラストは、電動機に内装した軸受けにて支持するものとし、長時間の連続運転に耐える構造とする。

7. 安全装置

過電流及び異常温度上昇によりポンプを停止するモーター保護装置を内蔵すること。

第3章 機器据付及び配管工事

第1節 機器据付

機器据付においては、基礎コンクリート面に所定位置を水準器等により正確に芯出し調整し、監督員の承認を得た後、基礎ボルトを固定すること。

第2節 配管工事

配管取り付けに当っては、操作上便利に、かつ主要機器の機能を十分に発揮できるよう完全に施工するのは勿論、主要機器の取り外し、保守点検に支障なき位置に配管すること。施工前に、配管位置詳細図を提出し、承認を受けた後施工すること。

第3節 配管等の材質

マンホール内等配管材料は、S U S 3 0 4 S c h 2 0 Sとする。なお使用材料の区分は設計図による。

第4節 阻流管設置工事

阻流管は、ＳＵＳ鋼板を加工して設置する。又、取り付け金具（アンカーボルト、ナット）もＳＵＳ製とする。

第4章 予施回槽構造概要

第1節 概 要

本設備は流入汚水を一時貯留するものであるが、悪臭発生の原因である浮遊スカム及び残留汚泥を効率よく排出出来る施回流を発生させる構造とする。又、連通スリットにより、停止側ポンプピットのスカム及び堆積物も残さず排出するものとする。尚、既設マンホールに設置出来る２分割組立式とすること。

第2節 予旋回槽仕様

材 質	F R P
付 属 品	共通架台（ＳＳ及びＳＵＳ製）
形 式	２ツ割組立式予旋回槽
寸 法	２号人孔用

第5章 水中ポンプ塗装仕様

第1節 塗装仕様

素 地 調 整	２種ケレン
下 地 処 理	ジンクリッチプライマー
下 塗	変性エポキシ樹脂塗料
中 塗	〃
上 塗	〃

第6章 試験・検査

第1節 材料検査

主要部品について行なうものとする。尚、試験成績表その他監督員の指示する書類を提出し、承認を受けることにより検査に代えることができるものとする。

第2節 部品検査

材料検査と同じとする。

第3節 工場検査

請負者は工場試験に先立ち、試験要領書を監督員に提出し、承諾を得て工場立会検査を行い、合格したものを納入しなければならない。

第4節 現場試運転調整

据付等全て完了後監督員の立会いの上、各機器動作試験、試運転調整を行ない異常なきことを確認するものとする。また、これに要する費用は一切請負者の負担とする。

第7章 その他

1. 工場製作に先立って、仕様書、施工計画書、設計計算書、設計図等を作成し、承認を受けること。
2. 工事完了後直ちに完成図書を3部作成し提出すること。
3. 試運転調整時には指導員を派遣し、その指導にあたること。
4. 本工事は、土木工事と競合するので事前に工程及び施工上必要な事項については、手戻り等が生じないよう請負者、発注者及び土木施工業者の3者で協議するものとする。
5. ポンプ、電気設備、主配管等の工場製作状況及び、据付状況等について適宜、写真撮影記録を取ること。また、電気配管で埋設される部分、完成後、明視できない部分等については、特に留意して写真撮影を行うこと。
6. 契約書、設計書及び仕様書に指示されていない事項であっても、設備施工上当然と認められる軽微な事項については、請負者の負担で処理するものとする。
7. 圧送管の布設が次回工事となる関係から運転開始は次回工事の完成後を予定しているが、その際、揚水量確認等の試運転調整を行うこと。また、本工事に起因すると考えられる機械設備の不具合が見受けられた場合も責任をもって対応すること。また、これに要する一切の費用は本工事の請負者の負担とする。

スカム対策型
マンホールポンプ
電気設備特記仕様書

大和郡山市下水道推進課

第1章 電気設備

第1節 操作盤仕様

形 式：屋外用鋼板製装柱型
電 源：200V（60Hz）
板 厚：本体2.3mm、扉2.3mm
塗 装 色：マンセル No. 5Y7／1

第2節 水位制御方式

圧力式投込水位計（付属ケーブル20m）	1台
フロート式水位計（付属ケーブル20m）	1個
吊下げワイヤ	1式

第3節 遠隔監視装置

本 体 寸 法：130W×38H×200D程度

付 属 品：屋外設置用アンテナ1式、

電 源：AC100V±10%（50/60Hz）

使 用 回 線：LTE回線（NTTドコモ）

デジタル入力：10点

アナログ入力：4点

機 能：故障、異常時等の通報は、登録された電子メールアドレスに、電子メールによって通報を行う。アドレスは最大10件登録可能なものとし、必要に応じて任意に変更可能とする。

第4節 構造及び配線

1. 制御盤は防水構造とし、塗装は耐候性塗料を使用すること。
2. アングル架台には化粧板を取り付けること。
3. 内部配線は、原則として1.25m²以上の600Vビニル絶縁電線（IV）または、電気機器配線用ビニル電線（KIV）を用いて配線すること。但し、主回路及びこれに準ずるものは製造者の標準とする。
4. 内部配線端には圧着端子を使用すると共に、主回路及びこれに準ずるものはJEM1134の識別を、制御線にはマークバンドを取り付けること。
5. 端子台は、樹脂製のものを使用し、多少の余裕をつけておくこと。

第5節 盤取付機器

1) 交流電圧計	2 個
2) 交流電流計 (3 倍延長目盛り)	2 個
3) 集合形表示灯	1 式
4) 運転時間積算計	2 個
5) 切換スイッチ	2 個
6) 操作スイッチ	2 個
7) 押しボタンスイッチ	2 個
8) 名称銘板、用途銘板	1 式
9) 配線用遮断器	1 式
1 0) 漏電遮断器	1 式
1 1) 電磁接触器	1 式
1 2) 進相コンデンサー	1 式
1 3) 過電流継電器	1 式
1 4) 変流器	1 式
1 5) フロートレススイッチ	1 式
1 6) 交互切換リレー	1 式
1 7) 補助リレー	1 式
1 8) 限時継電器	1 式
1 9) ヒューズ	1 式
2 0) 盤内照明灯	1 台
2 1) スペースヒーター (サーモスイッチ共)	1 台
2 2) ドアスイッチ	1 個
2 3) 自家発電電源端子	1 式
2 4) 3 極双投カバー付きスイッチ	1 台
2 5) 端子台及び内部配線	1 台
2 6) 遠隔監視装置 (アンテナ)	1 式
2 7) その他必要なもの	1 式

第2章 ポンプ運転操作方法等

第1節 運転制御方式

1. 概 要

本設備のポンプは、手動運転、自動運転が選択できるものとし、自動運転では「1号自動」「交互運転」「2号自動」のモードが選択できるものとする。

2. 運転モード選択

操作盤の運転モード切換スイッチで「手動」－「自動」が選択できるものとする。

また、自動運転では「1号」－「交互」－「2号」が選択できるものとする。

3. 手動運転

手動運転は任意にポンプの運転停止が行えるものとし、盤操作面の「運転」「停止」スイッチで操作をおこなうものとする。

4. 自動運転

自動運転は、マンホール内水位により自動起動、自動停止する。各運転モードの詳細は以下の通りとする。

- (1) 「1号」及び「2号」モードは、1号ポンプまたは2号ポンプのみ自動運転するもので、選択外のポンプは運転を休止する。
- (2) 「H1WL」まで水位が上昇すると選択されたポンプが運転し、水位がLWLまで低下するとOFFスイッチを感知し、タイマー運転に入り一定時間後停止する。
- (3) 「交互」モードは、1号ポンプ、2号ポンプが交互に自動運転する。自動運転はマンホール内水位が上昇し、運転水位「H1WL」に達すると1台目ポンプが自動起動し、高水位「HHWL」に達すると2台目ポンプが追従運転する。ポンプ運転によりマンホール内水位が低下し「H1WL」以下を検知により2台目ポンプが停止する。1台目ポンプは「LWL」以下を検知と同時にタイマー運転に切り替わり一定時間後停止する。また、停止水位「LWL」で停止しない場合を考慮し、ポンプ運転中「H1WL」以下を検知後一定時間（最大30分）運転経過した場合は自動停止する。
- (4) その後「H1WL」以上を検知すると他のポンプが自動起動する。
- (5) HHWLに水位が達した時は警報を出力する。
- (6) 水位計の故障などによる高水位の場合は、バックアップ回路（リレー回路）によるタイマー運転をする。

5. 故障時飛越し運転

ポンプ運転中、故障発生により自動停止した場合、休止中のポンプが自動運転する故障時飛越し運転機能を有する。

但し、本機能は交互運転時のみ有効とする。

6. 水位検出

マンホール内の水位検出は、圧力式投入水位計で検出する。

圧力式投入水位計の故障等のバックアップとして、フロート式水位計を1個使用する。

7. 水位検出点数

水位検出は3点で「LWL」「H1WL」「HHWL」とタイマーによる水位検出とする。

第2節 状態表示方式

1. ポンプの運転状態、異常状態等は項目別に表示灯に表示する。
2. 表示灯形状

1号ポンプ 運 転	1号ポンプ 停 止	1号ポンプ 漏 電	1号ポンプ 過 負 荷	水位異常高
2号ポンプ 運 転	2号ポンプ 停 止	2号ポンプ 漏 電	2号ポンプ 過 負 荷	

第3節 異常時の処理

ポンプ又はマンホール内水位の異常時には、自動的に当該表示灯が点灯する。又、自動通報装置にて指定された場所へ通報する。

1. マンホール内水位異常上昇

異常高水位まで上昇すると、停止中のポンプは自動起動する。復帰は、水位に連動し自動復帰する。

2. ポンプ漏電、又は当該漏電遮断器断

当該（1号又は2号）ポンプの主漏電遮断器がトリップした場合、ポンプは自動停止する。

復帰は、漏電遮断器をリセットした後「表示復帰」ボタンを押す。

3. ポンプ過電流

ポンプ運転中、過電流継電器が作動するとポンプは自動停止する。復帰は、過電流リレーをリセットした後「表示復帰」ボタンを押す。

第3章 電気配線工事

1. 本工事は、ポンプ運転に必要な動力制御配線工事及び引込柱、二次側以降の配線工事とする。なお、**最寄りの電柱からの引込については、次回工事で行うため不要とする。**
2. 配線施工に際しては、監督員と充分協議の上、その指示に従うものとする。
3. 本工事施工に伴う一切の手続きは、請負者の負担において行うものとする。

第4章 その他

1. 圧送管の布設が次回工事となる関係から運転開始は次回工事の完成後を予定しているが、その際、本工事に起因すると考えられる電気設備の不具合が見受けられた場合は責任をもって対応すること。また、これに要する一切の費用は本工事の請負者の負担とする。

(別紙)

令和7年6月1日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部 奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182 番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○	○	○	○	
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、 226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建设 (株)	葛城市中戸39番地、35番3			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(有) 北大和開発	上牧町大字上牧4666番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) クボクリンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、 1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地 10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、 1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向洲2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴闇130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13 汚泥は発生現場で固化 処理すること(車両搭載型攪拌固化機)		○	○	○	○			○
(株) 中和営繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、 1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和7年6月1日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
(株) 中家建設	下市町大字原谷245外12筆			○					
(株) 中作	宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番		○	○	○	○			
(株) 中吉野開発	下市町大字栃原2353番1の一部、2353番4、2353番5	○		○				○	
奈良県アスコン協同組合	大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	○							
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂184番の一部	○	○	○	○	○	○	○	
奈良総合リサイクルセンター (株)	御所市大字多田572番1外5筆	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良マテリアル (株)	御所市大字城山台90番地の20、166番地4、166番地5	○	○				○	○	○
(株) 奈良リサイクル	御所市大字池之内528番地の1の一部、528番地の2		○※1			○※1			
(株) NANBU	大和郡山市長安寺町276-2 産業廃棄物の発現場での処理に限る(車両搭載型熔融施設)	○	○	○	○	○	○	○	
	奈良市蘭生町416番1、416番2、418番1、418番4	○	○	○	○	○	○	○	
南部環境開発 (株)	田原本町大字千代580番地の4外2筆	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 西岡組	宇陀市大字陀野依254番2、256番2、256番1の一部	○						○	
日章金属興業 (有)	葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566		○				○	○	
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	○	○			○	○	○	
野村興産 (株)	宇陀市菟田野大澤76番2		○※2				○※2	○※2	
(株) ヒカリワールド	五條市住川町1309番地		○			○			
(株) 正田建設	葛城市大字加守1500番外2筆、香芝市穴虫2624番1、2624番2の一部	○		○			○	○	○
一林産 (株)	奈良市蘭生町445番、446番1			○※3					
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	○	○	○			○	○	
福源商事 (株)	五條市出屋敷町186番56の一部、近内町1104番51の一部		○	○	○	○	○	○	
北和商事 (株)	大和郡山市小泉町2506番1	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5番2、5番3	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 丸山土木	御所市大字小林756番外7筆			○					
(株) 丸山土木	御所市大字小林580-1の一部、581-1の一部、櫛羅2536-1の一部	○	○					○	○
(株) みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部		○	○	○	○			
村本道路 (株)	橿原市曲川町708番1外3筆	○							
(株) 山田土木	御杖村大字土屋原3226番、3227番	○	○	○	○		○	○	
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野宇賀志4番3		○	○					
(株) ヤマト興産	五條市二見5丁目1183番地1の一部、1184番地1、1184番地4、1184番地5の一部	○							
(株) ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605番外2筆		○	○	○	○			
(株) 山本工業	天理市庵治町92番外8筆、嘉幡町304番1外2筆	○						○	○
(有) ヨシモトゴム商会	御所市東松本243番、244番、246番、247番		○			○			
(株) 米澤開発	奈良市柴屋町66番1、67番5の一部及び67番6の一部		○		○		○		
最終処分場									
(有) 馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆 (安定型)	○※4							
(株) 正光	御所市戸毛1082番1外3筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂183番1及び184番 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 南都興産	御所市大字重阪329番地他12筆 (管理型)	○※4	○※4	○	○	○	○	○※4	○
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1255番地ほか13筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 丸山土木	御所市大字小林561番外17筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	

・ 一覧の中間処理施設及び最終処分場は、奈良県又は奈良市の許可を受け、令和7年6月1日現在、各ホームページ及び産業廃棄物処理業許可行政情報検索システムにて公開している産業廃棄物処理業許可業者である。

許可の有無や処分地・受入品目等について変動している場合があるため、処分場選定時には確認を行うこと。

※1廃タイヤに限る ※2廃蛍光管又は廃水銀灯に限る ※3建設系伐採木に限る ※4廃石綿を含む

(別紙)

令和7年10月1日 以降 建設発生土受入業者一覧

会 社 名 等	受 入 施 設 所 在 地
(株) I.T.O	奈良市南庄町189-1、189-2
吉井建設 (株)	奈良市上深川町655-1他6
森高建設 (株)	奈良市南庄町50～54の各一部及び64-2
(株) さざんかコーポレーション	天理市藤井町962外13筆、田町869－1外4筆
	奈良市上深川町657-1の一部外2筆
(株) 大幸土木建設	生駒市高山町2050-2
御所興産 (株)	御所市大字西寺田480
(株) 正光	御所市戸毛1082-1外3
(株) 西隆組	御所市重阪838～841
(有) グリーンパーク	御所市條331
MARS株式会社マルス	奈良県御所市大字重阪 687番1
(株) 大起環境	王寺町藤井765番外32筆
佐々竹建設 (株)	桜井市赤尾285,浅古477番1
(株) 中和営繕	桜井市大字高田890番の一部他2筆
(有) 龍田	宇陀市室生深野206-10
松塚建設 (株)	宇陀市菟田野平井323他49筆
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264の一部
	宇陀市榛原内牧85-1
(株) 西岡組	宇陀市大字陀麻生田784-1外8筆
(株) ハクリュウ	宇陀市室生上笠間3664
(株) ササオカ	宇陀市大字陀野依687-1
西峯土木	宇陀市大字陀小附193-1他
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野稲戸442番地 他
(株) 大國	宇陀市大字陀守道(元上953～955、元下1091-1、1092)の一部 元下1089、1090、1091-2、1093、1094の全筆
(株) 中家建設	下市町原谷261-2
(財) 北山郷文化保存会	上北山村小椋615-3
(株) ヤマト興産	五條市二見5-1183-1他
(株) 五協	五條市大塔町大字篠原76、78

・ 一覧の発生土受入施設は、奈良県が建設発生土の受入施設として登録し、令和7年10月1日現在、大和郡山市で把握している受入施設である。